様式第十一を次のように改め、同様式を様式第十一とする。

様式第十一（第二十一条関係）

業　務　廃　止　届　出　書

指定番号	
※指定年月日	

年　　月　　日

環　境　大　臣　殿

申請者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名　印

土壌汚染状況調査等の業務を廃止したので、土壌汚染対策法第40条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

廃止年月日　　年　　月　　日

備考　1　※印の欄は、指定の更新を受けている場合は、直近の更新年月日を記載すること。
2　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
3　氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

様式第十二を次のように改め、同様式を様式第十二とする。

様式第十二（第二十六条関係）

（表面）

12センチメートル

第　　号

土壌汚染対策法第54条第６項の規定による身分証明書

写

真

職員名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日発行

年　　月　　日限り有効

環　境　大　臣

地方環境事務所長

印

8センチメートル

（裏面）

土壌汚染対策法抜すい

（報告及び検査）

第54条　（略）

２～４　（略）

５　環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定調査機関又は指定支援法人に対し、その業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、その者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

６　第１項又は前３項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

７　第１項又は第３項から第５項までの立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第67条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第54条第１項若しくは第３項から第５項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者